

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援）重 要 事 項 説 明 書

1 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援）の目的及び運営の方針

（１） 目的

介護予防支援は、ご利用者様の心身の状況等に応じた適切な介護予防サービス計画を作成し、作成された介護予防サービス計画に沿って指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援）は、ご利用者様の心身の状況等に応じて、第１号訪問事業、第１号通所事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うことを目的とします。

（２） 運営方針

- ①ご利用者様が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ②利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者 に提供される指定介護予防サービス事業者などに不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- ④香南市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設等、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組の連携に努めます。
- ⑤障害福祉サービスを利用してきた高齢者が介護保険サービスを利用する等にあたり、特定相談支援事業者との連携に努めます。
- ⑥香南市地域包括支援センター運営協議会で適当と認めた指定介護居宅事業所介護予防支援および介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援）の一部を委託する場合があります。

2 事業所の概要

（１） 事業所の概要

香南市から委託を受けた事業所名	
センター名	香南市介護予防プランセンター
介護保険指定番号	3901100010
所在地	高知県香南市野市町西野 2706 番地
電話番号	0887-57-8530
FAX 番号	0887-56-0576
管理者名	岩佐和子
サービス提供地域	香南市内

（２） 職員体制（令和４年９月１日時点）

	常勤	非常勤
管理者	1 人	人
担当職員	1 人以上	4 人以上

（３） 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	平日	午前８時３０分～午後５時１５分
休業日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12／29～1／3）	
備考	営業時間外の緊急連絡先 ０８８７－５６－０５１１	

（４） 虐待防止に関する事項

利用者の人権擁護・虐待等の防止のために次の措置を講じています。

- ①虐待防止に関する措置担当者の配置
- ②業所従事者に対する定期的な研修の実施

- ③虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催
- ④虐待防止の指針の整備
- ⑤その他虐待防止のために必要な措置

(5) 衛生管理・業務継続計画の策定等

事業所従事者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、感染症や非常災害時に事業を継続するため次の措置を講じています。

- ①感染症対策を検討する委員会の開催
- ②感染症対策の指針の整備
- ③事業所従事者に対する定期的な研修及び訓練の実施
- ④業務継続計画の策定

3 業務の流れ、提供方法及び内容

(1) 重要事項説明書（兼契約書）の説明 重要事項の説明を行い、契約を締結します。「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）依頼（変更）届出書」を市へ届け出ます。なお、手続きの為、介護保険被保険者証をお預かりします。
(2) 状態の把握（アセスメント） 認定調査結果、主治医意見書、基本チェックリスト及び基本情報などを基に、担当職員がご利用者様やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。
(3) 介護予防サービス・支援計画原案の作成 アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス・支援計画原案を作成し、介護予防サービス事業者等を選定していただきます。
(4) サービス担当者会議の開催 関係する介護予防サービス等担当者を集め、介護予防サービス・支援計画原案について検討します。ご利用者様の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービス等の目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。
(5) 介護予防サービス・支援計画書の交付 検討された介護予防サービス・支援計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。その上で、介護予防サービス・支援計画書をお渡しします。
(6) 介護予防サービス等の提供 介護予防サービス・支援計画に位置づけられたサービスが各々の介護予防サービス等事業者より提供されます。（別途各介護予防サービス等事業者等との契約が必要です。）
(7) 状況の把握（モニタリング） 介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。なお、サービス利用開始後は、毎月電話などで、介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握につとめ、3ヶ月に1度はお自宅を訪問させていただきます。但し、一定の条件を満たす場合は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行う場合があります。その場合は6ヶ月に1回訪問をします。 サービス評価期間終了月及び必要時に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画の変更を実施します。
(8) 給付管理 支給限度額の管理に必要な介護予防サービス等の利用実績を確認します。
(9) 費用の請求 介護予防サービス・支援計画の作成にかかる費用の請求事務などを行います。

4 利用料金

1 か月の利用料は4, 420円です。ただし、初回は追加で3, 000円、委託する場合はさらに3, 000円が初回のみ加算されます。

要支援1又は要支援2の認定を受けられた方は、介護予防サービス・支援計画作成業務については介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。その他の所定の書類提出についての注意事項は下記のとおりです。

要介護認定等の代行申請	自己負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、介護保険被保険者証をお預かりします。
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書の届出	自己負担はありません。 ただし、代行にあたっては、手続き上、介護保険被保険者証をお預かりします。

※ ただし、介護保険料を滞納していると、国が定める金額をお支払していただくことがあります。

5 相談窓口・苦情窓口

ご利用者様相談窓口	電話番号	0 8 8 7－5 7－8 5 3 0
	FAX 番号	0 8 8 7－5 6－0 5 7 6
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	相談者	岩佐和子
香南市役所 地域包括支援センター	所在地	香南市野市町西野 2706 番地
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	電話番号	0 8 8 7－5 7－8 5 1 1
	FAX 番号	0 8 8 7－5 6－0 5 7 6
香南市役所 高齢者介護課 介護保険係	所在地	香南市野市町西野 2706 番地
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	電話番号	0 8 8 7－5 7－8 5 1 0
	FAX 番号	0 8 8 7－5 6－0 5 7 6
高知県国民健康 保険団体連合会 介護保険課 苦情相談窓口	所在地	高知市丸ノ内 2－6－5
	受付時間	午前9時から午後12時 午後1時から午後4時
	電話番号	0 8 8－8 2 0－8 4 1 0
	FAX 番号	0 8 8－8 2 4－1 1 4 3

6 緊急時の連絡先

センターは、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）の実施に際してご利用者の体調の急変等必要な場合には、すみやかにご家族への連絡その他の適切な措置を行うとともに、法令に基づき香南市その他関係機関への報告を行います。

7 秘密の保持

- （1）センターの従業員または委託先が、業務上知り得たご利用者様またはその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- （2）センターの従業員または委託先が、退職後または委託契約終了後であっても、在職中または委託中に知り得たご利用者様又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- （3）センターは、ご利用者の個人情報を通常業務以外の目的で用い、あるいは第三者に提供する場合には、ご利用者の同意を得ることとします。ただし、センターは法令上定めのある場合やご利用者様又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合に必要な範囲内で、個人情報を用いあるいは第三者に提供することができるものとします。
- （4）センターが介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）業務の中で医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治医または歯科医師、入院中の医療機関の医師等に対して意見を求めることができます。また、この意見を求めた主治医または歯科医師等に対して介護予防サービス・支援計画を交付します。
- （5）センターは、緊急時・災害時において生命・身体の保護のため、ご利用者様の安否確認を、行政等に提供することができるものとします。

8 事故発生の対応について

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）の際に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な処置を講じ、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。

また、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、その損害の賠償を行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

9 連絡について

ご利用者様が、要介護認定の（変更）申請、基本チェックリストによる判定、住所の変更、介護保険施設・病院・有料老人ホーム等への入所・入院を行う場合は、センター又は委託居宅介護支援事業所に対し、速やかに連絡してください。

10 介護予防サービス事業所等の紹介等について

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）の実施にあたって、ご利用者様は、センターに対して複数の介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、介護予防サービス・支援計画に位置付けた介護予防サービス事業者等について、その位置付けた理由を求めることができます。